

市の木 もくせい  
市の花 つつじ  
市の鳥 シジュウカラ

発行 福生市  
〒197 東京都福生市本町5  
編集 市長公室秘書広報課  
市役所の代表電話番号  
☎ 0425-51-1511

TAMAらいふ21 閉幕



TAMAらいふ21事業も、去る11月7日をもって終了しました。市民の皆さんには、市内で行われた各種の事業、9月23日の『ふっさの日』などに積極的にご参加いただきました。また、VOICE93の福生市のブースで実施した“ふっさウルトラクイズ”は、30,829人の方の応募をいただき、11月10日に福生市商工会館において、市長、TAMAらいふ職員等により厳正な抽選を行いました。その結果、正解者29,335人の中から特産品プレゼントの当選者500人を決定しました。当選者の発表については、プレゼントの発送をもってかえさせていただきます。多くの皆さんのご協力ありがとうございました。

女性問題の総合的解決に向けて  
福生市女性問題審議会を設置

- 市では、男女平等社会の実現に向けて女性問題を総合的に解決するため、市が行う施策の方向を明らかにする女性行動計画の策定を目指していますが、このほど、市長の諮問機関として「福生市女性問題審議会」が設置され、左記の15名の委員が選出されました。
- 1975年の国際婦人年とそれに続く「国連婦人の10年」以降、国の内外において、女性の地位向上のためのさまざまな取り組みが行われてきています。しかし、法律や制度面での改善はされてきているものの、社会通念や習慣により、人々の意識に根ざした女性差別や女性軽視が、日常生活の中にはまだまだ多く存在しています。
- 今後、審議会では、女性問題に関する事項を調査・審議し、行動計画策定に当たっての指針を答申していただくこととなります。
- 福生市女性問題審議会委員 (50音順)**
- ◇学識経験者 (5名)  
小澤 正明  
木下 典子  
中山 宣子  
服部 照親  
原嶋 卓美
  - ◇市民の代表 (7名)  
関根 和美  
高木 とし子  
鳥居 信子  
中川 キミ子
  - ◇市内公立学校の職員 (1名)  
村尾 英樹
  - ◇関係行政機関の職員 (2名)  
高橋 桂子  
高橋 紀子  
森屋 光

人権週間  
12月4日～10日

昭和23年12月10日、国際連合総会において世界人権宣言が採択されてから、今年には45周年を迎えます。東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会では、次の6つの事項を人権週間の強調テーマとして、広く自由人権思想の普及高揚に努めております。

- ①エイズに対する偏見をなくす。
- ②高齢者の人権を大切にしよう。
- ③いじめ、体罰の根を絶とう。
- ④部落差別をなくそう。
- ⑤女性の地位を高めよう。
- ⑥障害者の完全参加と平等を実現しよう。

毎日の生活を営むうえで、お

困りのことやいじめ、差別、名誉きそんなど、人権上の問題については、お近くの人権擁護委員が相談に応じています。この相談は無料で、秘密は絶対に守られますので、お気軽にご相談ください。

☆人権擁護委員 (敬称略)  
・並木一男 (☎51-0592・福生10038番地)  
・服部照親 (☎51-3062・熊川20番地)  
・井上久彌 (☎51-6429・福生487番地)

なお、相談は、自宅で受け付けるほか、毎月第1水曜日の午後1時から4時まで、商工会館200会議室において、人権身の上相談を行っています。  
問合せ 秘書広報課市民相談係 (内線218) へ。

ごみ減量にご協力ください

12月に入り、大掃除をされるご家庭も多いと思います。それに伴い、ごみの量も1年で最も多くなります。年末のごみ収集予定は、左下の表のとおりです。大掃除などは計画的に行い、資源として再利用できるものは分別して、町会などで行っている「資源集団回収」や「資源の日」に出し、ごみの減量・資源化にご協力ください。

また、ごみを出すときはきちんと分別し、収集日の朝8時までにいらないごみは、回収できませんので、張り紙をして、その場に置いておきます。ごみの出し方のルールを守り、

年末・年始用  
ごみ袋を配布

収集にご協力ください。分別方法は、ご家庭に配布した「清掃日より」のNo48を参考にしてください。お持ちでない方には、清掃課で配布しています。

清掃課 (市役所1階) の窓口で直接配布します。  
配布期間 12月13日(月)～28日(火) 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日は除きます)

○町会及び自治会に加入しているご家庭には、町会などの協力を得て、12月25日ごろまで配布することになっていきます。

○配布は、各家庭3枚までです。少しでもごみを減らす工夫をしていただきますようご協力をお願いします。  
問合せ 清掃課庶務係 (内線281) へ。

年末・年始ごみ収集予定

種類	年 末	年 始		
燃やせるごみ	12月30日(木)まで ※23日(祝)は休み	平成6年 1月5日(水)から		
燃やせないごみ 有害ごみ	火曜地区 水曜地区 木曜地区 金曜地区	12月21日(火)まで 22日(水) 23日(祝) 24日(金)	1月4日(火)から 5日(水) 6日(木) 7日(金)	
	資 源	火曜地区 水曜地区 木曜地区 金曜地区	12月21日(火)まで 22日(水) 23日(祝) 24日(金)	1月11日(火)から 12日(水) 13日(木) 7日(金)
		粗 大 ご み	12月22日(水)まで に申し込みを受け付けたものは年内に収集します。	1月4日(火)から
		し 尿 浄 化 槽	12月28日(火)まで ※22日(水)までに申し込みを受け付けたもの	1月6日(木)から

横田基地での艦載機飛行訓練中止を要請

市及び市議会では、11月の艦載機飛行訓練に際して、横田基地、外務省、米国大使館、防衛庁、防衛施設庁を訪れ、直接抗議するとともに、訓練の中止を強く要請しました。しかし、訓練は強行され、市には、344件の苦情などが寄せられました。特に15日・16日の2日間は、初めて戦闘機による訓練が行われ、この2日間の苦情などの件数は、310件でした。

なお、騒音は、市役所屋上で、最高102ホンを記録しました。

ハートはいつもあたたかい  
**歳末たすけあい運動にご協力を!**  
市民の皆さん一人ひとりのあたたかいご支援とご協力をお願いします。  
募金期間 12月1日(水)～28日(火)  
ただし、町会の皆さんによる募金は、12月15日までとさせていただきます。  
問合せ 福生市社会福祉協議会 (☎52-2121) へ。



# 12月9日は「障害者の日」です

昭和50年12月9日に、国際連合が障害者に対する権利宣言を採択しました。我が国では、これを記念して、障害者問題についての国民の理解と認識を深め、障害者の福祉の増進を図るために、昭和56年の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」と定めました。

障害を持つ方も持たない方も、地域の中で、ともに生活できるような、温かい心のかようまちづくりは、行政だけではなく、社会福祉協議会やボランティア活動などによる地域の皆さんの支えがきわめて重要です。市民一人ひとりの障害者に対する正しい理解と協力で、障害者にやさしいまちをつくりていきたいと思います。

心身障害者に対する主な施策をご紹介しますので、参考にしてください。

## 障害者に対する主な施策

### ◆身体障害者手帳

身体に障害のある方が、いろいろな援助を受けるために必要な手帳です。身体障害者福祉法に定める障害の程度により1級から6級まであり、申請に基づき東京都が判定して交付します。障害の種類は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう・直腸障害、小腸機能障害があります。申請の受付は、厚生課援護係で行います。

### ◆愛の手帳

知的障害（精神薄弱）の方

が、いろいろな援助を受けるために必要な手帳です。障害の程度により1度から4度まであり、申請に基づき東京都が判定して交付します（他県などでは国の制度の療育手帳と呼ばれています）。申請の受付は、厚生課援護係で行います。

### ◆補装具交付・修理

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方に、必要に応じて補装具の交付や修理をします。

### ◆日常生活用具給付・貸与事業

重度の心身障害者の方の日常生活を容易にするため、特殊寝台、ファクシミリなどの用具を障害者の状況により給付または貸与します。

### ◆住宅設備の改善給付事業

下肢または体幹に係る障害が重度の方や補装具として車椅子を交付されている内部障害者の方に、日常生活を容易にするため、浴室や便所、玄関、台所、居室などを改善する費用の一部を給付します。

### ◆自動車改造費助成事業

重度身体障害者が、就労などに伴い、自動車を取得し改造する場合に、改造費の一部を助成します。

### ◆人工こう門、人工ぼうこう用装具購入費助成事業

人工こう門、人工ぼうこうを付けている方に装具の購入費の一部を助成します。

### ◆酸素購入費助成事業

日常生活用具給付により、酸素吸入装置の給付を受けた方に酸素購入費の一部を助成します。

### ◆ホームヘルパー派遣事業

重度の障害のため日常生活を

営むのに支障のある心身障害者のおられる家庭であって、家事や介護などの

### ◆重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

重度の視覚障害者が、生活上必要な外出をする場合に、付き添いをする方がいなくて支障があるときに派遣します。

### ◆手話通訳奉仕員派遣事業

聴覚障害者や言語障害者が、家庭生活や社会生活を円滑に営むうえで支障があるときに派遣します。

### ◆心身障害者（児）緊急一時保護事業

在宅の心身障害者（児）が、保護者や家族の疾病などの理由により家庭における介護を受けることが一時的に困難な場合に、介護人による緊急一時保護を行います。

## 平成6年度 学童保育入所児童受付

受付期間 1月4日（火）～18日（火）

小学校1年生から3年生までの、放課後帰宅しても保護者が働いていたり病気などで、面倒をみてもらえないなどの児童が対象です。

すでに入所している児童も必ず申請してください。

保育時間 下校時から午後5時まで。ただし、夏・冬・春休みなどは、午前8時30分から午後5時まで行います。

保育費 教材、間食費として1

人月額2、000円

申請書配布 12月13日（月）から

13日（月）から

福生市社会福祉協議会事務

局（福祉会館

内）、市役所児

童課、各クラブ

## 学童保育所一覧

保育所名	対象児童	電話番号
扶桑クラブ	第一小学校通学児童	51-6732
たんぼぼクラブ	第二小学校通学児童	52-0717
会館クラブ	第三小学校通学児童	52-8255
わかぎりクラブ	第四小学校通学児童	51-8165
わかたけクラブ	第五小学校通学児童	52-0445
かめの子クラブ	第六小学校通学児童	52-0446
でんえんクラブ	第七小学校通学児童	53-3756

市役所は毎週土曜日休みです

由により家庭における介護を受けることが一時的に困難な場合に、介護人による緊急一時保護を行います。

### ◆重度脳性麻痺者等介護人派遣事業

全身性障害者で、特別障害者手当の受給資格があり、他の人の介護を受ける必要がある方や重度の脳性麻痺者で、障害の程度が1級の屋外で独立して活動することが困難な方に対して、障害者があらかじめ推薦した介護人による介護を受けた場合に、介護人に対する手当を支払います。

### ◆更生医療給付

身体障害者の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、日常生活や職業能力を高めるために医療が必要な場合に、その医療費を公費で負担します。

## 平成6年度

## 市内保育園入園申込みの受け付けが始まります

受付期間 平成6年1月4日（火）～18日（火）  
受付場所 児童課児童保育係  
申込み 申込用紙は、12月13日（月）から児童課児童保育係で配布しますので、必要書類を添えて提出してください。また、現在通園中で、平成6年4月以降も引き続き入園を希望される方には、保育園を通じて継続調査書をお渡しします。

各保育園（出張受け付けをします）または児童課児童保育係に提出してください。

必要書類  
①平成5年分の所得税額のお知らせの（▽給与所得者）源泉徴収表（確定申告をする方は申告書の控え）▽申告所得者確定申告書の控え及び市都民税申告書の控えを平成6年3月15日（火）までに、必ず提出してください。

## 市内保育園一覧

保育園名	住所	電話番号	定員	受入年齢	延長保育
市立福生保育園	福生1058-11	51-0152	80	生後6か月～	
市立熊川保育園	熊川597-1	51-0632	66	生後6か月～	
市立すみれ保育園	福生946-1	51-0884	80	生後1歳～	
市立つくし保育園	南田園1-4-12	52-6181	80	生後1歳～	
東福保育園	福生209	51-0734	100	生後6か月～	指定園
若葉保育園	熊川1430	51-2955	100	生後6か月～	指定園
加美平保育園	加美平4-1	51-5491	80	生後1歳～	
福生杉ノ子保育園	志茂47-3	51-9175	120	生後3か月～	
杉ノ子第二保育園	南田園3-4-2	51-9305	120	生後3か月～	
杉ノ子第三保育園	熊川373-1	51-8446	130	生後3か月～	
弥生保育園	加美平3-37-13	52-1036	100	生後3か月～	指定園
福生本町保育園	福生2143-11	51-5811	80	生後5か月～	

保育時間 午前8時30分～午後5時  
▷特例保育 保育時間の前後1時間（午前7時30分～午後6時）を延長して保育します。市内全園で実施しています。  
▷延長保育 特例保育を、さらに時間延長（午前7時～午後7時）して保育します。指定保育園のみ実施しています（上表参照）。  
※ご希望の方は、入園後、保育園に直接ご相談ください。

### ◆身体障害者福祉法に基づき、障害者に対してその更生に必要な治療、訓練などを行うための施設入所（通所もありません）で、肢体不自由者更生施設などがあります。なお、入所の際、東京都心身障害者福祉センターの入所判定が必要で、手続きは、厚生課援護係が行います。

### ◆精神薄弱者更生援護施設入所

精神薄弱者福祉法に基づき、障害者に対してその更生に必要な指導、訓練などを行うための施設入所（通所もありません）で、精神薄弱者更生施設などがあります。なお、入所の際、東京都心身障害者福祉センターの入所判定が必要で、手続きは、厚生課援護係が行います。

### ◆れんげ園運営

心身に障害のある方に働く場を提供し、作業訓練や生活指導、レクリエーションなど

### ○出産・病気などの場合

○内職をしている場合  
○自営業の場合  
○求職中の場合  
○その他の事情がある場合

### ○家庭外勤務の場合

○母親が欠けている場合  
○入園資格  
母親が、次の条件に該当し、家庭内に保育をする方がいない場合に限り、

### ○入園資格

○家庭外勤務の場合  
○母親が欠けている場合  
○入園資格  
母親が、次の条件に該当し、家庭内に保育をする方がいない場合に限り、

### ○入園資格

○家庭外勤務の場合  
○母親が欠けている場合  
○入園資格  
母親が、次の条件に該当し、家庭内に保育をする方がいない場合に限り、

を行っています。通所が可能で、満15歳以上60歳未満の方が利用しています。

○障害者福祉にご理解と熱意をお持ちで、手話通訳奉仕員や視覚障害者ガイドヘルパーとしてご協力頂ける方は、厚生課援護係にご連絡ください。

■問合せ 厚生課援護係（内線316）へ。

※手当の支給やその他の施策については、「広報ふっさ12月15日号」でご紹介します。

○その他の事情がある場合

○家庭外勤務の場合

○母親が欠けている場合

○入園資格

○家庭外勤務の場合

○母親が欠けている場合

○入園資格

○家庭外勤務の場合

○母親が欠けている場合

○入園資格

○家庭外勤務の場合

○母親が欠けている場合







# 税務課からのお知らせ

## 償却資産の申告は

1月31日までに

事業を営んでいる個人及び法人で、土地及び家屋以外の事業の用に供する償却資産(機械装置、備品などの事業用資産で、所得の損金または必要経費に算入されるもの)を市内に所有しているときは、地方税法の定めるところにより、平成6年1月31日(月)までに申告書を税務課資産係(市役所2階)に提出してください。

なお、平成5年中に事務所などを新規に設立、または開設などをした場合で、市役所から申告書が届かないときは、または事業をとりやめたときには、お手数でもご連絡ください。

## 家屋を新築・増築された方へ

今年の1月から12月までの間に家屋を新築または増築された方で、市役所の家屋調査がまだお済みでない方は、ご連絡ください。その際、家屋調査にご都合のよい日も併せてお知らせください。

また、家屋の全部または一部を取り壊した方についても、課税の誤りを防止するため、ご連絡の誤りを防止するため、ご連絡

## 納期内納税にご協力を!

### ●今月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です

12月28日までに指定金融機関等で納税してください。

納め忘れはありませんか?

●軽自動車税(全期5月31日)

●市・都民税(第1期6月30日、第2期8月31日、第3期11月1日)

●固定資産税・都市計画税(第1期4月30日、第2期8月2日)

問合せ 税務課(内線2373、239)へ。

絡くださいますようお願いいたします。

## 土地の現況調査にご協力ください

市では、平成6年度の固定資産税・都市計画税の課税事務として、土地の現況調査を行って

土地に対する固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日を賦課期日と定め、その時点の所有者および土地の利用形態にそつて課税されます。

## 国民年金保険料は税金の控除対象になります

平成5年1月1日から12月末日までに納めた国民年金保険料は、年末調整や市・都民税、所得税の申告のときに、「社会保障料控除」として申告できます。また、平成5年中に過去の未納分を納めたり、免除期間となっていた分を納めたときも控除対象となります(下表参照)。

## 国民年金だより

なお、第3号被保険者(サラリーマンの奥さんなど)の期間や還付された期間は控除対象とはなりません。

## 保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料は、毎月決められた期日までに納めていたかどうかになっていきます。

お年寄りになったときに受ける年金が減ったり、年金加入中に病気やケガで障害者になったときなどに年金が受けられないことにもありますので、必ず期日までに納めてください。

なお、保険料の支払いは「口座振替」を利用すると、納め忘れがないうえ、支払いの手間も省けます。ぜひご利用ください。

問合せ 保険年金課年金係(内線273)へ。

◎控除できる保険料額◎

区分	定額	定額+付加
1年前前納	平成5年4月分~平成6年3月分 122,960円	平成5年4月分~平成6年3月分 127,640円
納付書で毎月納付	平成5年1月分~平成5年12月分 9,700円×3月=29,100円 10,500円×9月=94,500円 合計 123,600円	平成5年1月分~平成5年12月分 10,100円×3月=30,300円 10,900円×9月=98,100円 合計 128,400円
口座振替で毎月納付	平成4年12月分~平成5年11月分 9,700円×4月=38,800円 10,500円×8月=84,000円 合計 122,800円	平成4年12月分~平成5年11月分 10,100円×4月=40,400円 10,900円×8月=87,200円 合計 127,600円

## 漏水調査を行います

もしも、水道管が地下で漏水していると、大切な水をムダにするばかりでなく、大きな事故を引き起こすことにもなります。そこで、今年度は、熊川地区を対象に漏水調査を行います。なお、作業の内容によっては、夜間も調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

## 国民健康保険だより

### 保険税納付100%達成にご協力ください

国民健康保険は、助け合いの精神によって成り立つ制度です。から、加入者一人ひとりが、適切な医療を受けられるようにするために、守っていただきたいルールがあります。

## 高齢者看護料資金貸付制度

この制度は、高齢者が入院中に付添看護人が必要な場合、その費用の支払いが困難な高齢者本人に対して、入院治療の確保と生活の安定を図ることを目的として、その費用の一部を貸し付ける制度です。対象 市内在住で老人保健法の対象者

## 日米ふれあいコンサート

日本の武州唐獅子太鼓と米國太平洋空軍音楽隊・米國第296陸軍音楽隊が、コンサートを開きます。日時 12月12日(日)午後6時開場 6時30分開演 場所 市民会館大ホール ※入場無料 主催 東京福生ロータリークラブ 後援 福生市教育委員会 問合せ 東京福生ロータリークラブ事務局(☎53-3400)へ。

## 12月の防災キャンペーン

### 暖房器具は正しく使おう!

冬を迎え寒さが本格になると、ストーブなど暖房器具による火災が起りやすくなります。冬を暖かく過ごすための暖房器具ですが、間違った使い方から大きな事故につながる可能性がありますので、十分な注意が必要です。

### 暖房器具による火災を防ぐために:

- ①取扱説明書をよく読み、正しく取り扱う。
- ②布団やカーテンなどの燃えやすい物の近くで使わない。
- ③点火後、火の調節を。正常に燃えているか確認する。
- ④洗濯物などを上部につるさない。
- ⑤出入り口や通路、危険物の保

## 不用品交換



ハイチエアー○田んぼ用地下足袋○マッサージ機(いす型)○ベビーバス○ベビー防寒服○新生児用衣類○ママコート○ロングブーツ○ぬいぐるみ○ガスストーブ(都市ガス用)○子供用自転車○女子用子供服○きりだんす(3段)○服用用毛皮コート○オルガン○ポータブルミシン(ゆずってください)

問合せ 福生消防署予防課巡察指導係(☎52-0119内線550)へ。